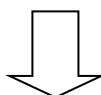


健康保険の被扶養者認定の一部変更について

平成 28 年 10 月 1 日より健康保険の被扶養者認定における兄弟の同居要件が廃止されるため、同居に関する確認書類の添付が不要となりますので、お知らせいたします。

<～平成 28 年 9 月 30 日>

①被保険者と同居・別居いずれでもよい人	②被保険者と同居していることが条件の人
<ul style="list-style-type: none">・配偶者（内縁関係でも可）・子・孫・弟・妹・父母、祖父母などの直系尊属	<ul style="list-style-type: none">・被保険者の三親等内の親族で、①以外の人・内縁関係にある配偶者の父母および子・内縁関係の配偶者死亡後の父母および子



<平成 28 年 10 月 1 日～>

①被保険者と同居・別居いずれでもよい人	②被保険者と同居していることが条件の人
<ul style="list-style-type: none">・配偶者（内縁関係でも可）・子・孫・<u>兄・姉</u>・弟・妹・父母、祖父母などの直系尊属	<ul style="list-style-type: none">・被保険者の三親等内の親族で、①以外の人・内縁関係にある配偶者の父母および子・内縁関係の配偶者死亡後の父母および子

<ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください>

大阪薬業健康保険組合 適用課 TEL 06 - 6941 - 5004
神戸支部 TEL 078 - 221 - 6100
京都支部 TEL 075 - 801 - 2905